

人手不足・社員の定着でお悩みの事業主様！

非正規社員の処遇を見直しましょう

～同一労働同一賃金に関する取り組み～

① この前、有期契約社員が自身の賃金が正社員より低いと嘆いていてね。そんな契約社員なんだから当たり前だろ。

契約社員の賃金は、職務や業績に応じたものとはなっていないのですね。

それを承知で入社しただろう

② 契約社員は基本給だけだよ。契約社員ごとに能力は違うとは思うけど、みんな時給で横並びの方が分かりやすいでしょ。

職務や能力を評価せず、雇用形態だけで一方的に正社員と差を設けては、契約社員のモチベーションはあがりません。

③ 雇用形態に関わらず、その方の職務や業績をきちんと評価して、処遇改善につなげましょう。そうすれば、契約社員のモチベーションはあがるはずですよ。

賃金規定の見直しには助成金が支給されます

それもそうだね

④ 契約社員の処遇について、しっかり分析したところ、正社員とほとんど変わらない職務や責任を負っている従業員がいることがわかりました。分析結果に基づいて契約社員の処遇改善を行い、モチベーション向上につなげています。

正社員との待遇差を見直したことで契約社員の人材定着につながった

取組事例紹介

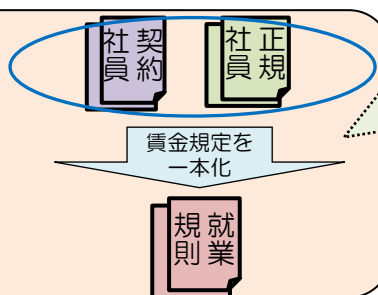
※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」「非正規労働者の手当改善★」に該当

業種：製造業 従業員数：80名

正社員と同様の職務を行っていても給料に差があることや、昇給の基準も明確でないことが非正規社員の不満となっていたことから、処遇改善に取り組んだ。

<雇用形態にかかわらず賃金規定の整備>

- 雇用形態にかかわらず、その人の仕事ぶりや能力に応じて適正に評価し、賃金に反映する制度を導入した※。



【キャリアアップ助成金】

- 賃金規定等共通化コース
- 有期契約社員に正社員と共通の職務等に応じた賃金規定を導入した場合、助成額 **最大 72万円** が支給される。
- ◆ 助成金には一定の要件があります。

- ・有期契約社員の賃金規定を整備したことにより、有期契約社員に対する評価制度も具体的なものとなり、有期契約社員のモチベーションアップにつながった。
- ・有期契約社員の処遇が改善されたことで、人材の定着につながった。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの事例紹介、働き方改革の活用方法等については、

「愛知県働き方改革推進支援センター（平成30年度実施機関：愛知県社会保険労務士会）」で相談を受け付けています。

■ 本部：名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所：豊橋市花田町字石塚42-1（豊橋商工会議所内）

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatatoyo@aichi-sr.com